

痒い所に手が届くリサイクルクリーンの許可品目 （増田和晃）

あけましておめでとうございます。2026年1月より10年以上お世話になった岡部工場・藤枝営業所を出て、兵太夫に新設された藤枝営業所に移動になりました（職務や役職は変わらないのでこの表現でよいのかな…）。現場から物理的に離れることにはなりますが、今までの営業拠点である岡部工場と比べると営業活動がしやすい地域で活動ができますので精いっぱい頑張りたいと思います。

さて、先月の当社メールマガジン12月号で元一朗さんが取り上げてくれたり、

<http://www.recycle-clean.biz/merumaga/20251201/%E5%85%83%E4%B8%80%E6%9C%970712.pdf>

先々月の11月号で市川さんが取り上げてくれたり、

<http://www.recycle-clean.biz/merumaga/20251104/%E5%96%B6%E6%A5%AD%E5%B8%82%E5%B7%9D0711.pdf>

とお客様からの相談やニュースからもよく耳にするバッテリー、電池の処分についてまだあまり触れられていない点について改めて取り上げようと思います。

今回のテーマである「痒い所に手が届くリサイクルクリーンの許可品目」というのは、お客様にとってももちろんそうなのですが、営業マン目線からしてもまさにそうなのです。電池、バッテリーといつても種類は様々で、アルカリ乾電池、マンガン乾電池、ボタン電池からリチウムイオン電池、鉛蓄電池、ニカド電池、ニッケル電池など…種類が違えば処理方法、廃棄物処理法上の処理品目も異なりますので場合によっては弊社では直接運搬することができないケースが存在してしまいます。

そこで当社では昨年2025年1月20日に対応可能な特管物収運許可品目を下記の14品目に更新、増やしました。

引火性廃油

腐食性廃酸

腐食性廃アルカリ

感染性産業廃棄物

特定有害汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物を含むものに限る。）

特定有害廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）

特定有害廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、シアン化合物を含むものに限る。）

これにより営業活動の幅が広がり、お客様の痒い所に手が届きやすくなりました。品目を羅列してもどの電池がどの品目に該当するかはなかなかわからないと思いますので、私をはじめ当社営業マンにぜひご相談ください。

電池だけでなくきっとあなたの痒いところが解消されるハズです！